

島原地域広域市町村圏組合消防職員交通安全管理規程

平成22年6月11日消本訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、島原地域広域市町村圏組合消防職員の消防用車両等の安全運行と、交通事故及び交通法令違反（以下「交通事故等」という。）の防止を図るため、交通安全管理について必要な事項を定め、交通事故等の絶無を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防用車両 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車であつて、消防本部及び消防署が所管し、運行の用に供するものをいう。
- (2) 安全運転管理者 道路交通法第74条の3第1項の規定により選任した者をいう。
- (3) 交通法令 道路交通法及びその他の関係法令をいう。

(心構え)

第3条 消防職員は、公務中又は公務外に関わらず消防用車両又は自家用車等の運転に当たっては、常に人命尊重を旨とし、交通法令及びこの規程を遵守して安全運転に努めなければならない。

(安全運転管理者の選任)

第4条 消防長は、交通安全管理を徹底させるため、消防本部及び消防署に安全運転管理者を選任するものとする。

- 2 安全運転管理者は、本部次長又は警防課長若しくは消防署長の職にある者の中から選任するものとする。
- 3 消防長は、安全運転管理者を選任したときは、15日以内に長崎県公安委員会に届け出るものとする。

(安全運転管理者の業務)

第5条 安全運転管理者は、次条に規定する安全運転管理指導者を指揮監督し、消防職員の安全運転及び交通事故等の防止を図る。

- 2 安全運転管理者は、消防用車両の安全運転の確保に関し、消防長に対し適切な措置を求めることができる。

(安全運転管理指導者等の選任)

第6条 安全運転管理指導者は、安全運転管理者が選任するものとし、本部にあつては課長又は課長補佐を、署にあつては消防副署長、課長又は分署長をもって充てる。

- 2 安全運転管理指導者は、所属の消防職員に対し次に掲げる安全運転等に関する業務を行う。

- (1) 交通事故等の発生を防止するため、交通法令で定める安全運転に関する必要な事項について適切な指導及び監督を行うとともに、研修会を開くなど安全運転の徹底を図ること。
 - (2) 飲酒、過労、疾病その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがないかどうかを常に確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えること。
 - (3) 交通事故等が発生した場合は、その記録を整理保管するとともに原因の分析を行い、当該職員による再発防止と他職員による新たな事案の発生を未然に防ぐための指導教育を行うこと。
- 3 安全運転管理指導者は、消防用車両の安全運転の確保に関し、安全運転管理者に対し適切な措置を求めることができる。
 - 4 安全運転管理指導者は、必要により安全運転管理主任を指名し、安全運転管理指導者に準じた業務を行わせることができる。
 - 5 安全運転管理主任は、関係事項について、安全運転管理指導者に報告するものとする。
(消防用車両運行上の義務)

第7条 消防職員は、消防用車両の運転に当たっては、交通法令を遵守し、安全運転に努めなければならない。

- 2 消防職員は、消防用車両の運転に当たっては、常に心身の健康を保持するとともに、飲酒運転等を行わないように、必要により事前に所定の検査を実施しなければならない。
- 3 消防職員は、消防用車両の運転前及び運転後において、消防用車両について必要な点検を行うものとし、その結果を点検記録簿に記入しなければならない。
- 4 消防職員は、前項の点検等により修理又は整備を必要とする場合は、直ちに上司に報告し、必要な指示を受けなければならない。
- 5 消防職員は、消防用車両の運転に従事せず同乗する場合であっても、他乗務員と一体となって交通事故等の防止につとめ、必要により運転者に対し指示、助言等を行い、当該車両の安全運行につとめなければならない。
(交通事故等の届出)

第8条 消防職員は、公務中又は公務外において交通事故等を起こしたときは、直ちに被害者の救護、応急処置、警察署への通報その他必要な処置をとるとともに、その状況を電話等により自動車管理者又は上司に速報した上で、交通事故（違反）報告書（[様式第1号](#)）を提出しなければならない。

- 2 安全運転管理指導者は、前項の規定により交通事故等の報告を受けたときは、遅滞なく状況を調査し、その結果を安全運転管理者に報告しなければならない。
- 3 安全運転管理者は、安全運転管理指導者から交通事故等の報告を受けたときは、速やかに事実を確認し、消防長に報告しなければならない。
- 4 消防長は、安全運転管理者から交通事故等の報告を受けたときは、必要により管理者

に報告するものとする。

(消防用車両の運転資格)

第9条 次の各号に掲げる消防用車両の運転資格を有する消防職員は、当該車両の運転訓練を実施する場合を除き、当該各号に定める者とする。

- (1) 普通緊急自動車 普通免許を有する消防職員のうち、2年以上の運転経験を有する者であって、当該緊急車両の運転に際し、必要な技能及び知識を習得したものと認められる者。
- (2) 中型緊急自動車 中型免許以上を有する消防職員のうち、3年以上の運転経験を有する者であって、当該緊急車両の運転に際し、必要な技能及び知識を習得したものと認められる者。
- (3) 大型緊急自動車 大型免許を有する消防職員のうち、3年以上の運転経験を有し、かつ普通緊急自動車の運転経験が1年以上の者であって、当該緊急車両の運転に際し、必要な技能及び知識を習得したものと認められる者。
- (4) 一般車両 当該消防用車両の運転資格に係る運転経験が1年以上の者。

2 前各号に定める必要要件については、安全運転管理指導者又は安全運転管理主任で見極めを行い認定する。

(教育訓練及び安全対策)

第10条 消防職員に対する交通安全に関する教育及び訓練は、講習会、交通事故事例の検証等の方法により適宜行うこととし、車両運行に係る安全対策として、安全運行マニュアル等を作成するものとする。

2 運転訓練については、署にあつては毎月の業務計画に取り入れ運転技能の向上を図るものとし、本部にあつても適宜実施するものとする。

3 安全運行マニュアル等は、車両毎若しくは車種毎に作成するものとする。

(機関日誌)

第11条 消防用車両の使用状況を明らかにするために、車両毎に機関日誌を備え、常に使用状況を記録し、保管しなければならない。

(鍵の保管)

第12条 消防用車両の鍵は、必ず所定の保管場所に収納するものとし、自動車管理者又は自動車管理主任は常にその保管状況を確認するものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、消防職員の安全運転に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号

(消防本部)

(所属)

(事務局)

決裁区分	管理者	消防長	次長	総務課長	安全運 管 理 者	課 長 消 防 署 長	課 長 補 佐 副 署 長	事務局長	総務課長

交通事故 (違反) 報告書

報告者 階級
氏名 _____ 印

平成 年 月 日

事故等の種別	1 死傷事故		2 物損事故		3 交通違反 ()	
	A 正面衝突	B 追突	C 出会頭衝突	D 側面衝突	E 踏切	
	F 転倒	G 接触	H その他 ()			
発生日時				午前	時 分	天候
	午後					
発生場所						
目撃者	氏名		(年齢 歳)	T・S・H	年 月 日生	住所
	住所		電話			

当方			相手方		
運転者氏名	T・S・H 年 月 日生 (歳)		氏 名	T・S・H 年 月 日生 (歳)	
所 属			住 所		
運転目的			状 態	・運転者 ・歩行者 ・その他	
			勤務先	名称	
			所在地		
車名・年式	同乗者 人		車名・年式	同乗者 人	
登録番号			登録番号		
当方の損害見積額	人身	負傷部位及び程度 全治 月 日間	相手方の損害見積額	人身	負傷部位及び程度 全治 月 日間
	車両	損傷箇所及びその程度 損害見積額 円		車両	損傷箇所及びその程度 損害見積額 円
	その他の物件	損傷箇所及びその程度 損害見積額 円		その他の物件	損傷箇所及びその程度 損害見積額 円

道路及び交通状況	道路	幅員	m			制限速度			km/h
	路面	舗装	あり	なし	乾燥	湿潤	凍結	積雪	
	交通	交通	混雑	多い	閑散	殆どなし			
	状況	人通り	混雑	多い	閑散	殆どなし			

事故発生の原因及び状況

現場略図

相手の車	
当方の車	
歩行者	
発生時の進路	
発生後の進路	

事故処理

行政処分等

備考